

多摩地域ごみ処理広域支援体制の状況(平成20年度)

小金井市 要請量17,000t/年・要請期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

広域支援要請(平成19年10月23日)

第2ブロック会議開催(代表 稲城市 副代表 柳泉園組合)

開催日 平成19年11月8日

第2ブロック

稲城市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、東村山市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市、国分寺市、小金井市、柳泉園組合(東久留米市・清瀬市・西東京市)、多摩川衛生組合(稲城市・狛江市・府中市・国立市)、ふじみ衛生組合(三鷹市・調布市)、二枚橋衛生組合(小金井市・調布市・府中市)

第2ブロック内の検討結果

第2ブロックの全ての所属団体は、平成20年度も広域支援を継続することが妥当であると判断している。

国分寺市	6,000t/年	} 7,110t/年
柳泉園組合	450t/年	
東村山市	360t/年	
武蔵野市	300t/年	

第1・3ブロック要請量(第2ブロック内で処理しきれない量) 9,890t/年(17,000t/年 - 7,110t/年)

ブロック協議会会長より(平成20年2月27日付 受理 平成20年2月28日)

西多摩衛生組合

多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく要請内容を、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会会長、瑞穂町環境問題連絡協議会会長及び西多摩衛生組合協議会議員へ連絡(平成20年2月29日)

第1ブロック(代表 立川市 副代表 昭島市)

立川市、昭島市、八王子市、町田市、小平市、武蔵村山市、東大和市、日野市、多摩市、小平・村山・大和衛生組合(小平市・武蔵村山市・東大和市)、多摩ニュータウン環境組合(多摩市・八王子市・町田市)

第1ブロック要請量(第1ブロックの支援要請量は小金井市より情報提供)

平成19年度に受託した第1ブロック所属団体は、平成20年度も広域支援を継続することが妥当であると判断している。

小平・村山・大和衛生組合	400t/年	} 5,100t/年
日野市	2,350t/年	

第3ブロック会議開催(代表 日の出町 副代表 羽村市)

開催日 平成20年3月4日

第3ブロック

日の出町、羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町、あきる野市、奥多摩町、檜原村、西多摩衛生組合(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)、西秋川衛生組合(あきる野市・日の出町・檜原村)

第3ブロック要請量 約4,800t/年 [17,000t/年 - 7,110t/年(第2ブロック確定量) - 5,100t/年(第1ブロック要請量)]

第3ブロック内の検討結果

第3ブロックの全ての所属団体は、相互支援の趣旨を尊重し、20年度も支援を継続することと判断した。

支援要請(平成20年度)の具体的な対応については、可燃ごみ処理施設の対応となることから施設ごとに直接小金井市と協議すること。

ただし、柳泉園組合(第2ブロック)の条件付(広域支援期間を平成22年3月までとする。)の支援依頼を行っている事実を広域支援協定に照らし、十分に考慮する必要があると考える。

西多摩衛生組合

ブロック協議会会長へ連絡
(平成20年3月5日)

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会から要望
(平成20年3月5日)

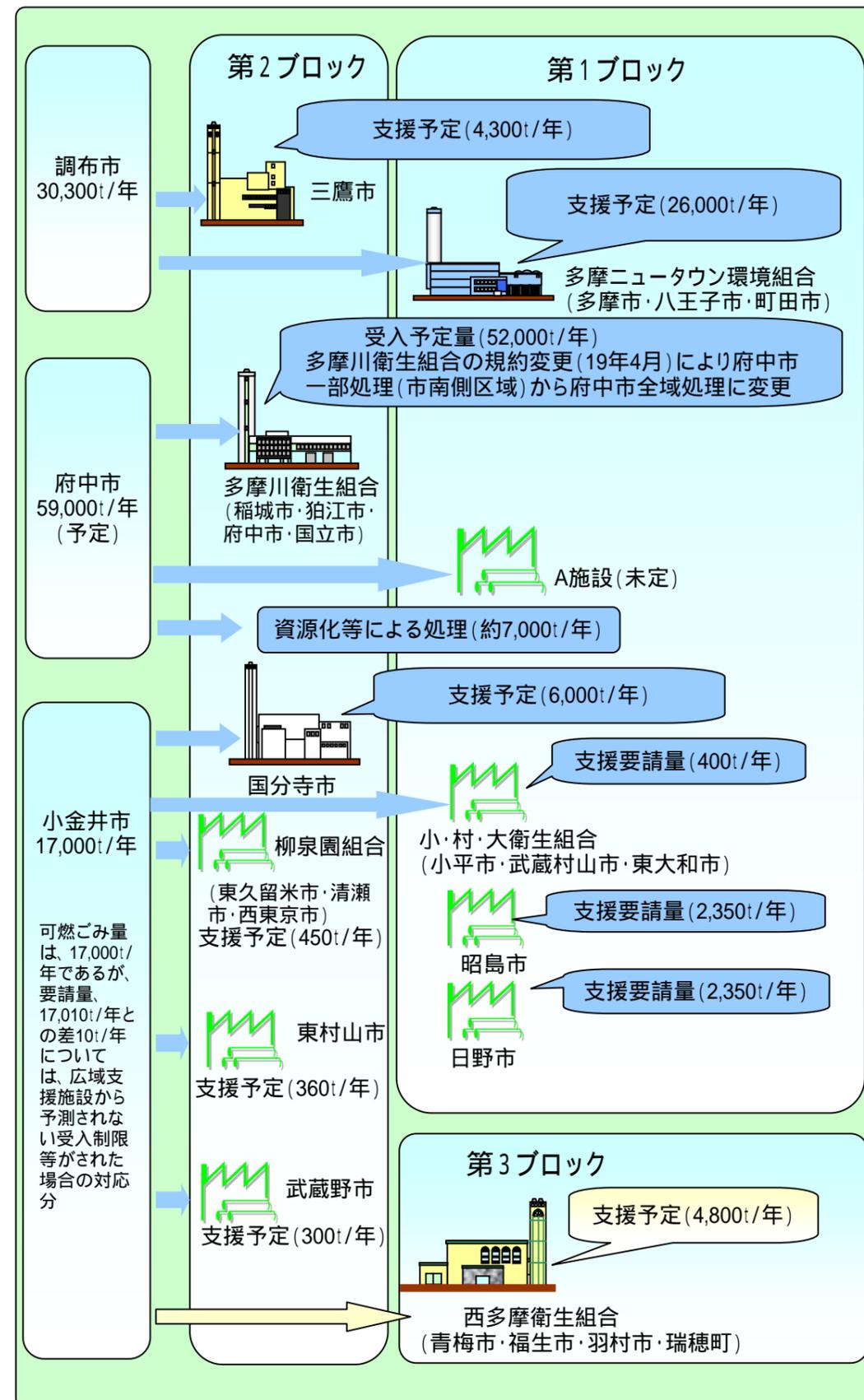
小金井市から要請
(平成20年3月7日)

ブロック協議会会長(稲城市)
第3ブロックの結果に基づき、平成20年度多摩地域ごみ処理広域支援は、小金井市との当事者間協議に応じることといたします。

羽村、瑞穂両協議会
小金井市から搬入されるごみ量の減量及びごみ焼却に伴う公害対策を図ること。
当初、支援要請があった10年間という長期にわたる支援は、容認できるものではないと考えていることから、支援期間の短縮を図ること。
小金井市が柳泉園組合に対して、条件付の支援要請を行っている事実を十分に考慮すること。

小金井市
要請量 4,800t
要請期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

平成20年度



平成20年度の広域支援(小金井市)の措置対応等

小金井市 広域支援要請量 4,800t/年 (平成20年度)

西多摩衛生組合

搬入措置対応検討

西多摩衛生組合の基本姿勢

- (1) 西多摩衛生組合(構成市町)のごみ処理を最優先とし、日常ごみ焼却に支障を与えない範囲で広域支援受託が可能であること。
- (2) 西多摩衛生組合の公害防止協定等を遵守すること。
- (3) 施設の維持管理上において影響が生じないこと。

平成19年度・20年度の比較(平成19年度当初計画との比較)

	平成20年度 計画	平成19年度 計画	比較
搬入量(t)	76,800	84,000	7,200
構成市町(t)	72,000	74,000	2,000
小金井市(t)	4,800	10,000	5,200

小金井市搬入日数(日)	102	167	65
搬入曜日	水・土	火・水・金・土	2日/週
小金井市搬入台数(台)	2,469	4,944	2,475
搬入時間	8:30~概ね16:00	8:30~概ね16:00	-
小金井市搬入経路	新青梅街道(瑞穂町経由) ~ 西多摩衛生組合	新青梅街道(瑞穂町経由) ~ 西多摩衛生組合	-
ごみ質	構成市町同水準	構成市町同水準	-
公害対策	公害防止協定等遵守	公害防止協定等遵守	-

平成20年度の広域支援検討結果(平成20年3月11日)

平成20年度の広域支援(小金井市)については、上記の措置対応となることから、年間4,800tの支援要請を受託しても、日常業務に影響が生じることはないと判断いたしました。

広域支援受託量
4,800t/年以内

支援期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(単年度契約)

ただし、支援の継続は平成22年3月を限度とする。

平成20年度の支援継続の条件

市民検討委員会が平成20年6月までに答申すること。

国分寺市と小金井市との覚書が平成20年8月までに更新されること。

新焼却場の候補地を平成21年2月までに最終決定されること。

また、西多摩衛生組合としては、「小金井市と国分寺市における可燃ごみの共同処理に向けたスケジュール」を適時確認する必要があり、疑義が生じた場合は、可燃ごみの受入を中止又は変更する。

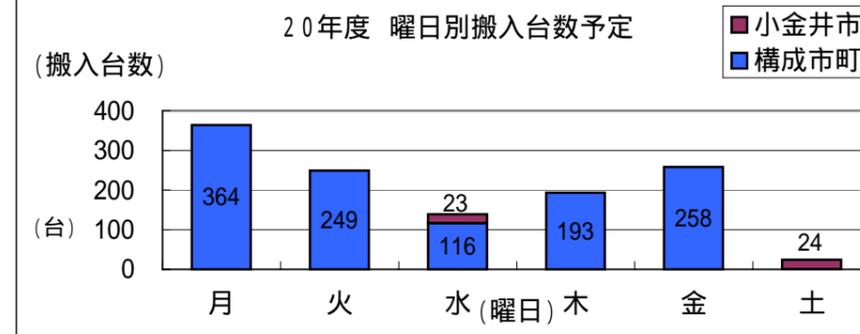
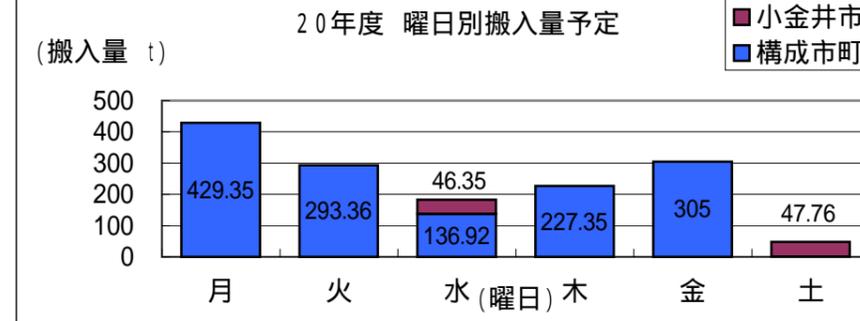
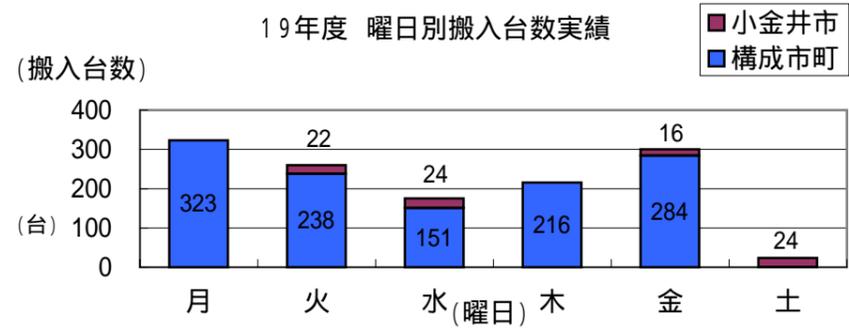
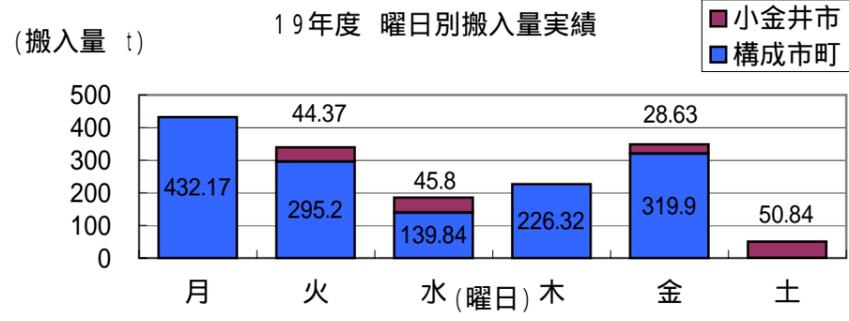
小金井市へ通知
(平成20年3月11日)

小金井市から回答
(平成20年3月12日)

今回の広域支援における西多摩衛生組合の立場は、第一次的に支援を行う第2ブロックと比し、補完的立場である第3ブロックに所属するため、第2ブロック所属の柳泉園組合に提示した内容と同等の条件とすること。

平成20年度の広域支援要請量が年間4,800t以内とのことであるため、平成19年度の搬入実績に照らし合わせ、現在の搬入体制週4日を週2日に減らすよう調整を図ること。

平成21年2月までに新ごみ処理施設の候補地(建設場所)を決定します。平成20年度の広域支援の継続は、年度ごとに更新し、支援期間は平成22年3月までとする。平成20年度の広域支援要請量が年間4,800t以内でありますので、平成19年度の搬入実績を踏まえ、現在の搬入体制週4日を週2日に減らすよう調整を図ります。



搬入量及び搬入台数については、月曜日(構成市町のみ)の量及び台数を越えないため、ごみ受入業務に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。

月	構成市町			小金井市			合計	
	搬入量(t)	日数(日)	搬入台数(台)	搬入量(t)	日数(日)	搬入台数(台)	搬入量(t)	搬入台数(台)
4	5,870.01	22	5,018	450	9	232	6,320.01	5,250
5	6,366.39	22	5,442	564	9	290	6,930.39	5,732
6	6,164.02	21	5,269	480	8	247	6,644.02	5,516
7	6,466.91	23	5,528	456	9	234	6,922.91	5,762
8	5,729.35	21	4,897	439	9	226	6,168.35	5,123
9	6,156.37	22	5,262	328	8	168	6,484.37	5,430
10	6,043.08	23	5,166	398	9	205	6,441.08	5,371
11	5,373.08	20	4,593	420	9	216	5,793.08	4,809
12	6,729.50	22	5,752	343	8	177	7,072.50	5,929
1	5,327.10	20	4,554	338	8	173	5,665.10	4,727
2	5,534.56	20	4,731	288	8	148	5,822.56	4,879
3	6,239.63	22	5,334	296	8	153	6,535.63	5,487
年計	72,000.00	258	61,546	4,800	102	2,469	76,800.00	64,015
19年度計画との比較	2,000.00	1	1,702	5,200	65	2,475	7,200.00	4,177
19年度実績との比較	2,300.31	1	1,367	2,131.51	58	979	168.80	388

月	焼却量(t)	運転日(日)	1炉運転日(日)	2炉運転日(日)	運転炉数(炉)
4	5,230	30	26	4	34
5	6,510	31	20	11	42
6	7,140	30	15	15	45
7	6,040	31	22	9	40
8	7,990	31	10	21	52
9	6,020	30	22	8	38
10	6,520	31	19	12	43
11	5,710	30	23	7	37
12	6,830	31	18	13	44
1	6,290	31	21	10	41
2	4,350	17	4	13	30
3	8,170	31	10	21	52
年計	76,800	354	210	144	498
19年度計画との比較	6,980.00	3	44	41	38
19年度実績との比較	1,616.43	0	6	6	6

搬入計画及びごみ焼却については、焼却量等が19年度の実績より減少するため、ごみ焼却業務に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。

当組合の公害防止協定第1条第3号(抜粋)

工場に搬入するごみは、西多摩衛生組合が構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の行政区域内から排出された可燃ごみ及び、西多摩衛生組合が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会に連絡し、対処する。

見解

公害防止協定第1条第3号の運用に係る見解(平成10年10月1日 西衛発第106号 西多摩衛生組合 羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会へ通知)

- 1 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第2条第1号については、他の焼却施設の火災等、予測できない状況下での搬入依頼であることから西多摩衛生組合としては、情報収集を行い可能な限り、速やかに羽村・瑞穂両協議会へ報告する。
なお、この場合、緊急事態ということから報告について搬入措置以後となることもあるが、必要により協議会との話し合いのうえ、その後の措置を講じて参りたい。
- 2 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第2条第2号については、予め計画された上での搬入依頼であることから事前に羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会に報告し、必要により羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会との話し合いを行い、搬入措置を講ずることとしたい。